

【被保険者の皆さまへ】

被扶養者（家族）の状況に変更があった場合は手続きが必要です。

扶養からはずす手続きを忘れていませんか？

- ① 被扶養者（家族）が就職した方
- ② 扶養認定後、当初の年収見込額より収入が増えた方
- ③ 前回の検認調査（2024年2月）以降、被扶養者（家族）の状況が変わった方、収入が増えた方など

上記に該当される方は、事由発生日に遡って扶養削除が必要です。

各適用事業所の健保業務担当者を通して被扶養者（異動）届を提出してください。

※2024年9月頃に2024年被扶養者資格確認調査（検認調査）を予定しておりますので、検認調査までに手続きを完了してください。

※被扶養者の認定要件の詳細→ 当健保ホームページ

- ・家族の加入について
- ・家族を被扶養者にするには～扶養認定条件～
- ・家族を扶養からはずすとき



「家族の加入について」



「家族を扶養からはずすとき」

◆被扶養者（家族）の扶養削除について

事実発生日（原則、扶養認定基準超過の事実日に遡って削除）、または事由発生日（就職等）をもって、被扶養者の資格を失います。

資格喪失後に健康保険証の利用はできません。

資格喪失された場合は5日以内に健康保険証を適用事業所の健保業務担当者を通して、返却してください。

以上